

別添資料5-10 福利厚生サービス提供業務に係る要求水準

(1) 食事サービス提供業務に係る要求水準

項目	要求水準
a. 食事サービスの提供形態を含む業務に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫食形態や利用者ニーズが多様化する中、独立採算事業としての経済効率性を追求しつつ、利用者の高い満足度が継続的に得られることを条件に、その場で自ら調理した食事を供する形態、予め調理加工された食材をその場で加熱調理し食事を供する形態、予め調理を終えた食事を供する形態、それらを持ち運びできる様に供する形態、またそれらの形態の組合せや複数業者による営業など、サービス提供の形態は事業者の提案に委ねるものとする。ただし、サービスの提供形態に応じた、加温サービスを合わせて提供すること。</li> </ul>
b. 営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開庁日の11時00分～13時30分を営業時間帯に含めることとし、それ以外の営業日や前後の営業時間帯については職員の執務形態やその他の利用者の動向等を踏まえ、事業者の提案とするが、21時00分までの範囲内とする。</li> <li>・ 食堂の設置を提案する場合、外部との直接の出入口を設けることや、食堂の営業時間にあわせて開庁時間を延長することは妨げない。なお、その場合の事業費の増加分については、事業者の負担とする。</li> <li>・ 営業日・営業時間帯は業務開始後の利用状況等により、国と協議のうえ、利便性に支障がないと判断された場合、見直すことは可能とする。</li> </ul>
c. サービスの提供場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の利便性を最優先に、本施設の中で最も効率的に食事サービスを提供できる場所に配置すること。また、a.に規定した食事サービスの提供形態にかかわらず、喫食可能スペースを整備すること。当該業務に係る施設整備に関する要求水準は第4章「施設整備」による。</li> <li>・ 【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」のとおり、職員の勤務時間を踏まえ、限られた時間の中でも円滑に食事が提供できるよう食事提供のオペレーションを工夫すること。また、配膳・下膳等一連のサービスの提供に際して利用者の列が生じた場合であっても、食事サービスの提供はもとより本施設の庁舎運営等に支障がないよう、施設配置・動線計画等には十分に配慮すること。</li> </ul>
d. 利用者の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、本施設の職員、その他職員、来庁者とし、外部の利用者も想定する。</li> </ul>
e. メニュー・料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事メニューは利用者のニーズ動向を踏まえ、複数の種類から選択できるようにすること。提供食数は【参考資料5-7】「福利厚生施設の利用実態等に関するアンケート調査結果」や実際の利用状況を踏まえ、(2)の売店で販売する食事と合わせ、必要な食数を提供し、全体として不足がないように計画すること。</li> <li>・ 料金は提供サービスに見合った金額の範囲内で設定すること。</li> </ul>
f. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は自ら提案した食事提供サービスに応じて、関係法令等に基づく必要な許認可や届出・申請、有資格者の配置等を事業者の負担により滞りなく実施すること。特に衛生管理や食品の安全性には十分に配慮すること。</li> <li>・ 食事後の弁当容器や残飯等、食事サービスの提供に伴い生じた廃棄物は、事業者が適切に処分すること。</li> <li>・ 事業者は、食事サービス提供業務の開始前に、オペレーションの確認を目的とした試食会（プレオープン）を開催することとし、その際に職員等に対する試食の提供の機会を設けること。実施時期等の詳細は国と事前に調整すること。</li> </ul>

(2) 売店運営業務に係る要求水準

項目	要 求 水 準
a. 営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開庁日の8時00分～17時00分を営業時間帯に含めることとし、それ以外の営業日や前後の営業時間帯については職員の執務形態やその他の利用者の動向等を踏まえ、事業者の提案とする。</li> <li>・ 営業日・営業時間帯は業務開始後の利用状況等により、国と協議のうえ、利便性に支障がないと判断された場合、見直すことは可能とする。</li> </ul>
b. 売店の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の利便性を最優先に、美観を損ねないように配慮した上で、売店運営が可能な場所に配置すること。</li> <li>・ レジの前等に利用者の列が生じた場合であっても、サービスの提供はもとより本施設の庁舎運営等に支障がないよう、施設配置・動線計画等には十分配慮すること。</li> <li>・ 売店に外部との直接の出入口を設けることは妨げない。なお、その場合の事業費の増加分については、事業者の負担とする。</li> </ul>
c. 販売品目・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売品目・サービスは通常の売店やコンビニエンスストアと同等程度のものとし、【参考資料5-8】「売店運営業務及び自動販売機運営業務に関するデータ」も参考に事業者の提案とする。</li> </ul>

(3) 自動販売機運営業務に係る要求水準

項目	要 求 水 準
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機コーナーに自動販売機を設置する。それ以外の設置場所は事業者の提案とするが、美観を損ねないように配慮すること。</li> <li>・ 開庁日・閉庁日問わず、24時間利用できるよう、商品の欠品がないように努めること。</li> <li>・ 販売品目は、職員のニーズや実際の利用動向に応じたものとし、飲料、軽食を含め、【参考資料5-8】「売店運営業務及び自動販売機運営業務に関するデータ」も参考に事業者の提案とする。</li> </ul>